

トラスト運動・基金のあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 ふるさと埼玉の優れた自然及び貴重な歴史的環境を後世に残すため、県民や企業からの寄附金などを主な資金として土地を取得し、保全を図っている「さいたま緑のトラスト運動」及びこの経費の財源となる「さいたま緑のトラスト基金」の今後のあり方を検討することを目的として、トラスト運動・基金のあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) さいたま緑のトラスト運動・基金の今後の方向性に関する事項
- (2) さいたま緑のトラスト運動への民間参画の新たな方策に関する事項

(委員)

第3条 委員会の委員は8人以内とし、学識経験者、民間団体の代表及び行政機関等で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長がこれに当たる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、環境部みどり自然課及び公益財団法人さいたま緑のトラスト協会事務局で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。